

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第153号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第207号）

昭和47年頃の犀川河川改修工事に伴う地下水低下について、実施機関の当時の担当者が、その詳細及び経過について記載した文書を作成し県央土木総合事務所に提出したとされる回顧記録文書の電磁的記録

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 決定内容 不存在決定

(2) 決定理由 当時の担当者に聞き取りを行ったところ、本件公開請求に係る文書を作成し提出したことはないとの回答であり、また、実施機関の事務所のパソコンのデータを検索しても、本件公開請求に係る文書が見当たらなかった。

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 9. 27 公開請求

(4) H24. 11. 16 諮問

(2) H24. 10. 4 不存在決定

(5) H26. 9. 9 答申

(3) H24. 10. 19 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、公開請求があった後、公開請求書に記載されている当時の担当者当人から聞き取りを行ったが、本件公開請求に対応する文書を作成、提出したことはないとの回答を得たと説明しており、また、県央土木総合事務所河川砂防課において組織的に共有する文書を保管するコンピュータのハードディスクを検索したが、公開請求に対応する電磁的記録は存在しなかったとしている。 このようなことから、実施機関は本件公開請求に対応する公文書を保有していないものと判断する。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第153号

答 申 書

平成26年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年9月27日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

昭和47年頃の犀川河川改修工事に伴う地下水低下について、実施機関の当時の担当者が、その詳細及び経過について記載した文書を作成し県央土木総合事務所に提出したとされる回顧記録文書の電磁的記録

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年10月4日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

公開請求に係る公文書は、該当する文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年10月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年11月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が面談した実施機関職員は、本件公開請求に係る文書の存在を認めているのであるから、不存在であるはずがない。

面談の際、実施機関職員は公文書の存在を説明し、当時の担当者に引き合わせてもよいと言っているので、嘘はないと考える。

審査会においては、面談した職員に確認していただきたい。

(2) 実施機関の理由説明書では、事務所のパソコンを検索しても文書が見つからないと説明しているが、実施機関に検索事務をまかせず、審査会において検索を実施するよう要望する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 当時の担当者に聞き取りを行ったところ、本件公開請求に係る文書を作成し提出したことはない、との回答であった。
- 2 本件処分時の担当者は、本件公開請求に係る文書を、現に受け継いでおらず、また、実施機関の所管課の共有文書を保管するコンピュータのハードディスクを検索しても、本件公開請求に係る文書が見当たらなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

昭和47年頃の犀川河川改修工事に伴う地下水低下に係る当時の担当者が作成し、県央土木総合事務所に提出したとされる文書の電磁的記録である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、公開請求があった後、公開請求書に記載されている当時の担当者本人から聞き取りを行ったが、本件公開請求に対応する文書を作成、提出したことはないとの回答を得たと説明しており、本件処分の時点の実施機関担当者は、前任者から本件公開請求に対応する公文書を現に引き継いでいないと述べている。

また、実施機関は、事務所内のパソコンの検索においては、県央土木総合事務所河川砂防課において組織的に共有する文書を保管するコンピュータのハードディスクを検索したが、公開請求に対応する電磁的記録は存在しなかったとしており、その検索範囲は不十分とはいえない。

このようなことから、実施機関は本件公開請求に対応する公文書を保有していないものと判断する。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第207)
平成24年12月25日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成25年2月27日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成26年1月30日 (第247回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年6月27日 (第252回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年7月23日 (第253回審査会)	○事案の審議を行った。